



★
きかんし

ほくだい

北海道大学教職員組合機関紙

電話 011-746-0967(FAX 共通) / 内線 2083・3994

URL: <http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/>

いま組合が 求められている！

組合と聞いて、イメージがわからないとか、ごく一部の人のためものとか、自分とは関係ないと思いませんか。実は北大には様々な問題が起きており、組合は、こうした問題をとりあげ、北大で働く全ての人の利益を守る活動をしています。

組合の活動は、労働組合法で保障されています。その理由は、雇用される者は雇用者側よりも弱い立場にあり、雇用される者の利益を守るための組合の役割を憲法と労働法が認めているからです。

北大は大きな大学であり、組合が活動しなくても問題はないのではと思っていませんか。実際には、様々な理由で退職金が数百万円も減額されたり、昇給が停止されたりしました。

組合はこのようにことに反対して、団体交渉を行なっています。最近では、教員の昇給停止を55歳から58歳に遅らせたり(当初案では定年までの平均減額200万円が変更後はほぼ半額に)、嘱託職員への手当の実現(年間約37万円増額)、嘱託職員と特任教員の病休を無給から有給に、など、少なくない成果をあげています。また、弱い立場の職員が上司にパワーハラスメントを受ける事例も起きています。組合は、その相談に乗りながら解決のための努力をしています。有期雇用の問題も深刻であり、その解決に取り組んでいます。年俸制やURA職のフレックスタイム制の導入など、気になる出来事もあります。なにより、残業が多い、若い研究者の安定した職が少ない、校費が目減りしている、など問題は山積しています。また、国立大学法人法が改悪されて、北大の総合大学としての将来が危ぶまれます。

こうした問題を解決するためには、問題を感じている人たちが集まって議論し、一致した要求で行動し、問題解決のために努力することが大切です。組合は、このときに大変役に立つ組織です。多くのみなさんが組合に参加され、ともに「働きやすく働きがいのある北大、教職員を大切にする北大の実現をめざしましょう」。



執行委員長 羽部 朝男

先輩組合員からのメッセージ

私が組合に入ったきっかけは、組合活動に熱心な上司からの誘いがあったからです。日々現場で多様な仕事を器用にこなす林業技能補佐員の姿を見て、「この方達の待遇を良くしたい!!」と思う気持ちがだんだん強くなっていきました。私の所属する北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーションには、林業技能補佐員をはじめ事務補佐員、用務補助員、臨時用務員などの多くの契約職員の方が勤務されています。このようなきっかけから執行委員にもなっていただき、執行委員の方と多くの組合員の方からの協力を得て待遇改善の団体交渉を行うことができました。すぐに結果がでるものは少ないですが、ひとつひとつ積み重ねて行くことが非常に大切なことと思います。

(技術職員 早柏慎太郎)

年金支給年齢が 65 歳からとなり、職員の場合、60 歳で定年退職しその後再雇用で 65 歳まで嘱託職員として勤務するようになっています。

嘱託職員の基本給は、当初月額 18 万円で、期末・勤勉手当もありませんでしたが、平成 24 年度から基本給が月額 22 万円になり、平成 26 年度から期末特別調整手当という名称で期末・勤勉手当も基本給の 1.7 月分支給されるようになりました。病気休暇（年 10 日）も当初は無給でしたが、現在は有給になっています。これらは、組合が粘り強く取り組んだ結果なのです。労働条件は黙っていても良くなりません（悪くなることはあるでしょう）。

組合の意義を考えて、是非多くの皆さまが組合に加入くださるよう願います。

(嘱託職員 斉藤 清)

非正規職員の期限撤廃を実現せよ!

労働契約法が 2013 年に改定され、5 年を超えて非正規雇用が続いた場合、無期契約に転換できることになりました。しかし、北大の運用は、5 年以内に契約を打ち切り、6 ヶ月以上空白期間があれば繰り返し雇える、というものです。北大では 3 年での雇い止めが 5 年に延びていますが、今年の 3 月末で大量の雇い止めが起きており、職場での業務の停滞が心配されますし、次の職が決まらない人が多いと予測され、その方々の生活が心配です。過去に北大は離職証明書発行手続きが遅れたため失業手当の支給が遅くなる問題を起こし、裁判を起こされた経過があり、その過ちを繰り返してはなりません。

全国的には、大阪大学は、年度末を持って 10 年以上勤務してきた大量の非常勤職員を一斉に雇い止めする方針で、これに反対する取り組みが進められ、組合の要請により全国から抗議が集中されています。一方、山口大学、徳島大学、海洋大学等では任期付き看護師を含め期限付き雇用を撤廃しています。

北大は期限付き非常勤職員の賃金は、最高で高卒 10 年までとしており、無期契約となってもそれほど財政負担が増えるとは思えません。多くの非正規雇用職員の要求でもある期限撤廃を実現してほしいと切に思います。

(情報環境推進本部 大島 雅明)

学長への権限集中が問題！

いわゆる「大学のガバナンス問題」との関連で、やはり特に、昨年の通常国会での学校教育法・国立大学法人法の改正と、この4月1日からの改正法の施行とは、大きな節目として今後記憶にとどめられるでしょう。そして、法改正に呼応して北大でも学内規則が種々改正されました。その結果、既に相当程度実現している学長への権限集中が一層明確化した体制ができあがったわけですが、これを決して無条件で積極的に評価するわけにはいかないと我々は考えています。例えば、学長一個人への権限集中が明確化した結果、北大が大学外からの圧力に一層動かされやすくなるのではないかと。また例えば、学長及び大学当局が、現場の教職員の意見を無視した形で改革を進めることが今後起こりうるのではないかと（北大では現状そういうことはありませんが、他の複数の大学ではそのような事態が報告されています）。今後、政府・文科省や北大当局がこれらに関してどのような動きを見せるのか、引き続き注視が必要であることは無論ですが、それだけでなく私たち教職員自身も、今後大学はどうあるべきかについてお互いの間で話題にし、大学に関する議論を自ら惹起していくことが肝要でしょう。大学は、当然ながら大学の構成員全体の意欲を盛り立てる仕方で運営されるべきであり、そのためには教職員自身からの発信が重要だと思われるからです。北大職組も学習会を企画するなどして、その一翼を担いたいと考えています。

（副委員長 戸田 聡）



職場報告

上司の

これは、北大で実際にあった話です

パワハラに屈せず！

Aさんは、某研究室に「契約職員」として採用されました。採用手続きには面接官でもあったB教授とC特任助手、さらに人事担当者が立会いました。待遇や勤務開始日が約2週間後であることなどの説明をして人事担当者が退席すると、Cがそれまでとは違った口調で話をはじめました。「今とても忙しいの。明日からでも出勤してほしい。契約日前なのでお給料は払えません。あなたも早く仕事を覚えたいでしょう。通勤手当も出せませんし、ケガなどしても労災認定できないから十分注意してくださいね。」Aさんは驚きながらも、なんとかやんわりとお断りしました。勤務開始後も直属上司Cからの嫌がらせは続きましたが必死に耐える日々が続きました。

執拗な嫌がらせと暴言をはかれる！



執拗なCから指示された仕事に、計30名程の教員の出勤簿の押印がありました。人事から出勤簿を

借用してなるべく人目につかない場所で全員の印鑑を押し、すみやかに人事へ戻しなさいとのことです。いわゆる「代理押印」は就業規則にも反します。Aさんはこの命令には従えないと断りました。それから、程なくしてB教授から強い叱責を受けます。「あなたこの仕事に向いていないから、他の仕事をさがしたほうがいいよ。次の契約はないな。」Cの指示に従わなかったことが背景にあるのは明らかでした。その後も頻繁に「いい仕事見つかったか？」等と言われ、さらには「3月を待たずに1日も早く次の仕事をさがしなさい!」、「明日にも辞めなさい! 3月まで居座る気なのか!」とB教授の発言はエスカレートしていきました。Aさんは、仕事上での自分の不十分さに問題があるのかと悩み、人に言えない苦痛の日々を送ることとなりました。

組合への相談が展望ひらく!



そんなある日、ふと「組合掲示版」が目につきました。初めて北大にも「労働組合」があることを知り、意を決して組合（現執行役員）に相談をしました。その後もB教授の暴言や、Cの嫌がらせは続きましたが、その都度執行役員に相談にのってもらい、中途退職することなく3月まで勤め上げました。

Aさんの穏便にすませたいという希望もあって、団体交渉等の場に持ち込むことはしませんでした。組合から当局へのアプローチにより未払い残業の一部について、超過勤務手当として支払われました。採用時の雇用条件に「時間外勤務無し」と明記されているので、何十時間働いても残業手当はつかないと思いこんでいるのはAさんに限らず多くの契約職員に共通するでしょう。働いた分の対価は請求できるのです。本来、契約職員は1年更新という制約を受けつつも、5年間勤められるのが、北大でも当たり前になっています。たった1年で本人が継続雇用を望んでいるのに「辞めろ!」まがいの言葉を浴びせられた事実は、まさにパワーハラスメントであり、「退職強要」にも相当する問題です。

ただでさえ、待遇面で不十分な状態に置かれている契約職員の職場で、ブラック企業まがいのパワハラの実事があったことは、今後問題視して行く必要があります。

ちなみに、Aさんは本人の努力もあって、4月以降も職場を変えて勤務できるようになりました。



《組合関連スケジュール》

- 4/13 北大病院新入職員オリエンテーション
※組合から組合加入を訴える
- 4/24 専修短大8人不当解雇訴訟 判決言渡し
13:10～ 札幌高裁
- 4/24 元「朝日」記者植村隆氏名誉毀損裁判
15:00～ 東京地裁
- 5/1 第86回メーデー北海道集会
10:00～ 札幌中島公園「自由広場」
- 労働者の祭典、メーデーに参加しましょう!**
- 5/8 専修短大前学長裁判 証人尋問
13:10～ 札幌地裁岩見沢支部
- 5/8 道文教大雇い止め訴訟 判決言渡し
13:15～ 札幌地裁

労音・札幌音鑑例会 —

現日本フィル楽団員 後藤悠仁（ビオラ）

伊堂寺聡（チェロ）ほか

弦楽四重奏団札幌コンサート

【プログラム】

シューベルト：弦楽四重奏曲第13番「ロザムンデ」

ブラームス：ピアノ五重奏曲 へ短調作品34ほか

と き：8月21日〔金〕 19時開演

ところ：ザ・ルーテルホール 大通り西6丁目

会費 一般 ￥3,000 会員 ￥2,500

チケット希望 組合員 村上まで 090-7648-3208